

第1回与論町住生活基本計画策定委員会 資料

目次

1. 住生活基本計画とは 1
2. 「与論町住生活基本計画」の目的と位置づけ 2

令和3年10月27日

与論町 建設課

1. 住生活基本計画とは

(1) 概要

①住生活基本法の背景

「住生活基本法」制定以前は、「住宅建設計画法」※に基づき住宅ストックの量的拡大を主目的にすすめられてきました。しかし、少子高齢社会が到来し、人口・世帯数が減少に向かう成熟社会の到来を踏まえ、これからの住宅施策は住宅の質的向上を目的とした政策へと転換していくことが必要となっています。また、住宅という器だけでなく、福祉やまちづくりなど、さまざまな分野との連携や協働を目指した政策展開、住生活というソフト面も含めた広範な政策展開が求められるようになってきました。

このような背景から、住宅建設法に代わって住生活基本法が平成 18 年 6 月 8 日公布・施行されました。住生活基本計画は、住生活基本法に基づき、国及び地方公共団体が定める住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本方針を定めた計画です。

※住宅建設計画法は5ヵ年計画で第八期まで継続してきた（40年間）

下記のとおり、住生活基本法では国においては住生活基本計画（全国計画）を策定が義務付けられており、令和3年3月に全国計画（見直し）が閣議決定され、都道府県計画については全国計画に即して策定することが求められています。

参考:住生活基本法の概要

●基本理念

- ・ 少子高齢化の進展等社会経済情勢の変化に的確に対応して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅供給等が図られること
- ・ 自然、歴史、文化等の地域特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成が図られること
- ・ 民間事業者の能力の活用及び既存住宅の有効利用を図りつつ、住宅購入者等の利益の擁護及び増進が図られること
- ・ 住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠であることにかんがみ、低額所得者、高齢者、子供を育成する家庭等の居住の安定の確保が図られることを旨として、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進を行うものとする。

●責務

国、地方公共団体、住宅関連事業者・居住者など関係者それぞれの責務を定めている。

●基本的施策

基本的な施策は、下記のために必要な施策を講ずるものとしている。

- ・ 住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化
- ・ 地域における居住環境の維持及び向上
- ・ 住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備
- ・ 居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進等

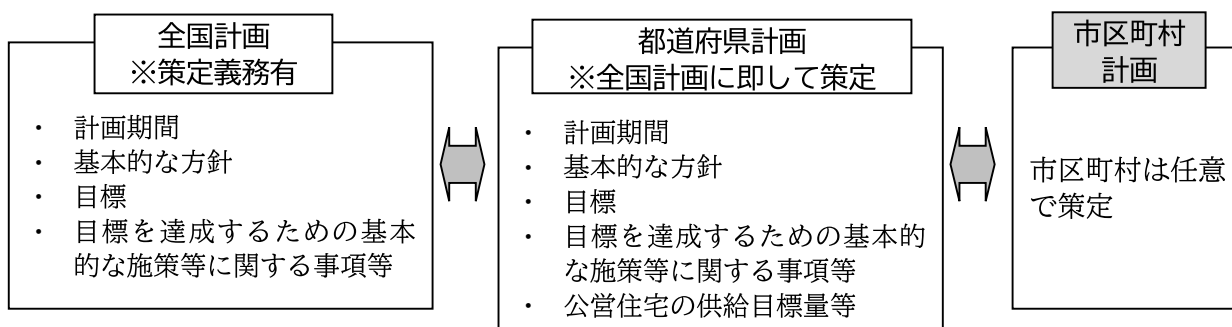
●住生活基本計画の策定

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は全国計画を、都道府県は全国計画に即して都道府県計画を定めるものとする。

②市区町村における住生活基本計画

市区町村計画についての策定は、住生活基本計画上は「任意」とされていますが、地域により住宅事情が異なることから、極力市区町村においても策定することが望ましいとされています。

<計画で定める内容>



政策評価の実施とおおむね5年ごとに見直し

2. 「与論町住生活基本計画」の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

平成18年、国において、安定した居住の確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備し、住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋を示す「住生活基本法」を制定され、法に基づく、住生活基本計画（全国計画）が定められています。

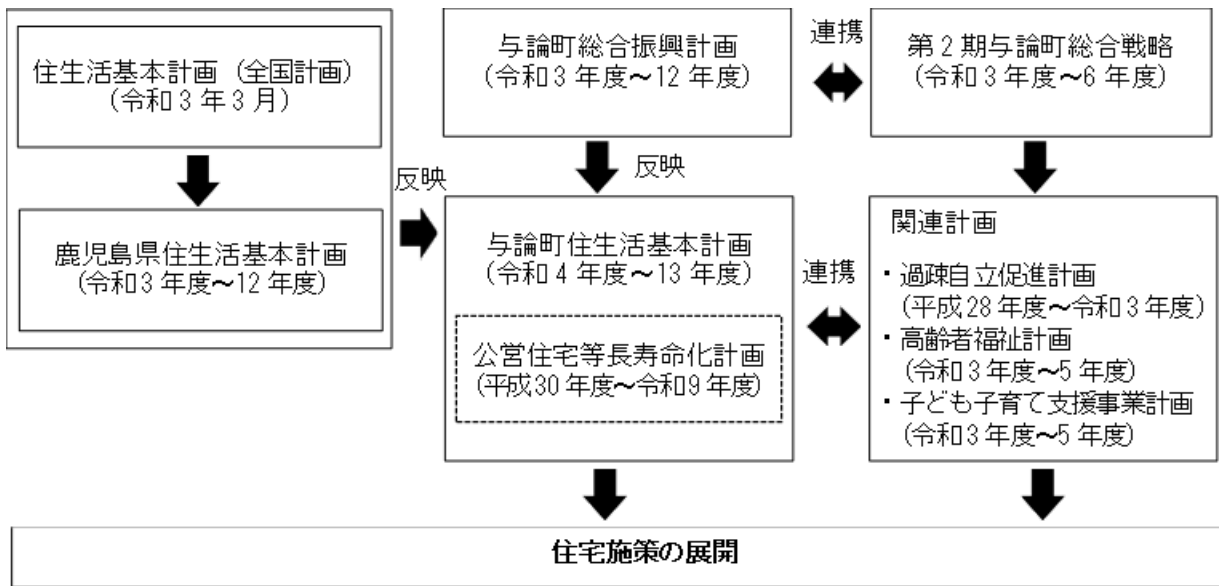
鹿児島県では、住生活基本計画（全国）に即して、平成18年度に「鹿児島県住生活基本計画」を策定され、その後、国の見直しや社会経済情勢・社会環境、住宅事情の変化を踏まえて概ね5年ごとに見直しが行われています。

住生活基本計画は、多様な主体が連携・協働することにより、豊かな地域社会と住まいの実現を目指すものです。

(2) 計画の位置づけ

与論町住生活基本計画は、「与論町総合振興計画」や「住生活基本計画（全国計画）」、「鹿児島県住生活基本計画」を上位計画とし、都市計画や福祉計画等の関連計画と整合・連携を図りながら、地域課題を検討し、住宅施策の目標や施策の展開について具体施策を示し、今後の住まいづくりと生活環境の「質」の向上を持続可能に推進する住宅施策を展開していきます。

◆計画の体系



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度までの10年間としま。ただし、今後の社会経済情勢の変化や国等の制度改正等を踏まえ、必要に応じて5年を目途に計画の見直しを行うこととします。

計画の期間：令和4（2022）年度～令和13（2031）年度
（必要に応じて5年を目途に見直し）

◆計画の構成イメージと作業計画

